

「過労死防止基本法」の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該規制は十分に機能していない。その例が昨今問題となっているブラック企業である。この9月から厚生労働省は、ブラック企業の実態調査を始めるとして電話相談日を設けたりしているが、多くの若者が肉体をすり減らして離職し、仕事に絶望していき、その過程で命を失い、メンタルな障害も抱えて、長くその後の人生に影響を与えてしまっているのは大きな問題である。

昨今の雇用情勢の中、労働者は幾ら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。このような企業をなくすためにも、また個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面がある。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって狛江市議会は政府等に対し、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律(過労死防止基本法)を一日も早く制定するよう強く求めるものである。

記

- 1 過労死はあってはならないことを国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年（2013 年）10 月 8 日

東京都狛江市議会

平成 25 年 10 月 8 日 原案可決

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣
衆議院議長 参議院議長